

令和7年2月27日

区内指定介護サービス事業所 管理者 様

練馬区介護保険課長 阿部 卓也

(公印省略)

令和6年度介護報酬改定に伴う「業務継続計画未策定減算」および
「身体拘束廃止未実施減算」に係る届出の取扱いについて

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月1日から、訪問系サービス、居宅介護支援事業および介護予防支援事業で業務継続計画（BCP）未策定減算、短期入所系サービスおよび多機能系サービスで身体拘束廃止未実施減算の適用が開始されます。

減算とならないためには、適切に措置を講じていただいた上、下記のとおり届出の提出が必要となりますので、対象のサービスを実施の事業所におかれましては、ご対応をお願いいたします。

記

1 業務継続計画未策定減算および身体拘束廃止未実施減算について

(1) 減算とならない場合に必要な届出

別添の記入例を参考に、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。

(2) 届出がない場合の取扱い

期限までに、それぞれの加算区分で「基準型」として届出がない場合、「減算型」とみなされま

す。
これに伴い、減算せずに介護報酬を請求した場合、国保連合会の審査において返戻（エラー）となる可能性がありますのでご注意ください。

2 届出が必要となる区指定サービス

(1) 業務継続計画未策定減算

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業

※ 居宅介護支援および介護予防支援については、届出は不要ですが、適切な措置が講じられていない場合、減算の対象となります。

(2) 身体拘束廃止未実施減算

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型を実施している事業所のみ)

3 提出期限

令和7年4月1日(火)

※ 期限厳守でお願いいたします。

※ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護以外の事業所で、令和7年4月から算定または区分の変更をしたい加算(介護職員等処遇改善加算除く)がある場合の体制届等の提出期限は、令和7年3月14日(金)となります。

4 書類提出先等

原則、電子申請・届出システムにより提出してください。

URL：<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/yoshiki/denshishinsei.html>

メール、郵送で届出を行う場合は以下の宛先に提出してください。

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階

電話 03-5984-1461(直通)

メール KAIG015@city.nerima.tokyo.jp

5 その他

- ・ 制度改正および減算の内容については厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

【参考】令和6年度介護報酬改定における改定事項について(厚生労働省ホームページ)

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>

※ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入(P49)

身体的拘束等の適正化の推進(P52、53)

- ・ 練馬区ホームページ「業務継続計画(BCP)の策定に向けた取組について」に厚生労働省のガイドラインやBCPのひな形や記入例を掲載しています。

URL：https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/bcp_sakutei.html